

札幌市公文書管理条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準（案）

平成 年 月 日 制定

札幌市公文書管理条例（平成24年条例第31号。以下「条例」という。）第17条に基づく特定重要公文書の利用請求に対する利用決定について、次のとおり審査基準を定める。

第1 審査の基本方針

条例第17条に基づく利用の請求（以下「利用請求」という。）に係る特定重要公文書に記録されている情報が、同条第2項第1号に規定する情報（以下「利用制限情報」という。）に該当するかどうかの判断は、利用決定等を行う時点における状況を勘案して行うが、その審査は次の基本方針に基づいて実施する。

1 個人、法人等の権利利益や公共の利益を保護する必要性は、時の経過やそれに伴う社会情勢の変化に伴い、失われることもあり得ることから、審査において「時の経過を考慮する」に当たっては、国際的な慣行である「30年ルール」（利用制限は原則として作成又は取得されてから30年を超えないものとする考え方）を踏まえるものとし、~~特定重要公文書を一般の利用に供するという条例の目的に鑑み、時の経過を考慮してもなお利用を制限すべき情報がある場合に~~必要最小限の制限を行うこととする。

~~したがってこの場合~~、特定重要公文書に記録されている個人情報については、作成又は取得の日から30年以上の一定の期間が経過し、個人の権利利益を害するおそれがあると認められなくなった時点で利用制限情報に該当しないと判断することとなるが、個人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う際の「一定の期間」の目安については、別表「30年を経過した特定重要公文書に記録されている個人情報について」のとおりとする。

2 審査においては、特定重要公文書に付された意見を参酌することとなるが、「参酌」とは、実施機関の意見を尊重し、利用制限事由の該当性の判断において適切に反映させていくことを意味するものであり、最終的な判断はあくまで市長に委ねられている。

第12 条例第17条第2項第1号に基づく利用制限について

~~条例第17条に基づく利用の請求（以下「利用請求」という。）に係る特定重要公文書に記録されている情報が同条第2項第1号に規定する情報（以下「利用制限情報」という。）に該当する場合には、当該特定重要公文書の利用を制限するものとする。~~

~~利用請求に係る特定重要公文書に記録されている情報が利用制限情報に該当するかどうかの判断は、基本的に利用決定を行う時点における状況を勘案して、下記~~

~~の1から5に基づき行う。~~

1 個人に関する情報（条例第17条第2項第1号ア）について

- (1) 「個人に関する情報」とは、思想、信条、心身の状況、病歴、学歴、成績、職歴、氏名、住所、電話番号、家族状況、親族関係、所得、財産等個人に関するすべての情報をいう。
- (2) 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」については、本号から除き、本号イの規定により判断する。
- ただし、事業を営む個人に関する情報であっても、当該事業とは直接関係のない個人情報は、本号により特定重要公文書の公開をするかどうかの判断を行うものとする。
- (3) 「特定の個人を識別することができる」とは、当該情報に含まれる氏名、住所、生年月日その他の記述等により、他の者と区別された特定の個人が明らかに識別され、又は識別される可能性がある場合をいう。
- (4) 「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、その情報自体からは特定の個人を識別することはできないが、当該情報と他の情報とを照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報をいう。
- (5) 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの」とは、カルテ、反省文など個人の人格と密接に関わる情報や未公表の著作物等で、個人識別性のある部分を除いたとしても、利用させることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものをいう。
- (6) 「法令若しくは他の条例の規定により」「公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは、法令若しくは他の条例の規定により何人でも閲覧することができると定められている個人に関する情報をいう。

なお、法令若しくは他の条例に何人でもと規定されていても、請求の目的等が制限されている場合（例：住民基本台帳法第11条第1項に対する同条第3項）や、閲覧を利害関係人のみに限り認めているものは、実質的には何人にも閲覧を認めるという趣旨ではないと解されるので、この規定には該当しない。

- (7) 「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは、一般に公表されている、又は公表することが予定されている情報であり、これを公にしても、一般に個人のプライバシーを侵害するものではないと認識される情報又は個人のプライバシーを侵害するおそれがあるとしても、受忍すべき範囲内にとどまると考えられるものをいう。

例えば、被表彰者の氏名、市主催で行われる懇談会等に出席した相手方の職、氏名などがこれに当たるものである。その他この情報に該当するものとしては、次のようなものがある。

- ア 公表することを目的として作成された情報
イ 当該個人が公表されることについて了承し、又は公表されることを前提と

して提供した情報

- ウ 個人が自主的に公表した資料等から何人でも知り得る情報
 - エ 従来から慣行上公表している情報であって、公表しても社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれがないと認められるもの
- (8) 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とは、人の生命等に対する危害又は侵害の未然防止、拡大防止又は再発防止のため、利用に供することが必要であると認められる情報をいう。
- (9) 「公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号ハに規定する公務員等をいう。）」の範囲は次のとおりである。
- ア 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（他の法律の規定により国家公務員とされている者のうち、（イ）の独立行政法人等の役員及び職員に該当するものを除く。）
 - イ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等の役員及び職員
 - ウ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員
 - エ 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条に規定する地方独立行政法人の役員及び職員
- なお、出資団体等の役員及び職員は「公務員等」には含まれず、その職務の遂行に係る情報を本号により利用制限とするか否かは、当該団体の業務の公共性等を考慮し、本号（ア）の「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するか否かにより判断することになる。
- (10) 「職務の遂行に係る情報」とは、職務の遂行に当たった当該公務員等の職、氏名及び当該職務の遂行の内容に係る情報をいう。
- したがって、公務員等が受ける勤務評定、懲戒処分、分限処分その他の行政措置は、当該公務員等にとっては、職務に関する情報ではあっても、「その職務の遂行に係る情報」には該当しない。
- (11) 「当該情報が当該公務員等の思想信条に係るものである場合で、公にすることにより、当該公務員等の個人としての正当な権利を明らかに害すると認められるとき」とは、例えば、行政内部での意見交換等の記録の中に発言者である公務員等個人の思想信条に密接に関連する情報が含まれる場合等をいい、このような場合には、当該情報を例外的に利用させる情報から除くこととする。

2 法人等に関する情報（条例第17条第2項第1号イ）について

- (1) 「法人その他の団体」とは、法人のほか、自治会、商店会、消費者団体等であって、法人格を有しないが当該団体の規約及び代表者の定められているものをいう。
- (2) 「事業を営む個人」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を

當む個人をいう。

- (3) 「当該事業に関する情報」とは、事業内容、事業用資産、事業所得など事業活動に直接関係する情報をいい、当該事業活動と直接関係のない個人に関する情報は、本号には該当せず、本号アの規定により判断することとなる。
- (4) 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とは、人の生命等に対する危害又は侵害の未然防止、拡大防止又は再発防止のため、利用に供することが必要であると認められる情報をいう。
- (5) 「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、次のような情報をいう。
 - ア 生産技術、営業、販売上のノウハウに関する情報であって、公開することにより、法人等又は事業を當む個人の事業活動を害すると認められるもの
 - イ 経営方針、経理、人事等の事業活動を行ううえでの内部管理に属する情報であって、公開することにより、法人等又は事業を當む個人の事業活動を害すると認められるもの
 - ウ その他公にすることにより、法人等又は事業を當む個人の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれると認められるもの

なお、具体的にどのような情報が本号(ア)に該当するかは、法人等（又は個人の當む事業）の種類、性質等により異なり得る。
- (6) 「実施機関の要請を受けて」とは、文書、口頭を問わず、実施機関から当該情報を提供してほしい旨の依頼があった場合をいう。したがって、法人等又は事業を當む個人が、自発的に実施機関に提供した場合等は、これには含まれない。
- (7) 「公にしないとの条件」とは、実施機関の側から公にしないとの条件で情報の提供を申し入れた場合も、法人等又は事業を當む個人の側から公にしないとの条件を付すことを申し出た場合も含まれるが、いずれの場合も双方の合意により成立するものである。また、条件を設ける方法としては、黙示的なものも含まれる。
- (8) 「任意に提供された情報」とは、法令等の根拠に基づかず、相手方の協力等により提供された情報をいい、法令等により提出義務がある情報は含まれない。
- (9) 「当時の状況等に照らして」とは、当該条件が付された時点における諸般の事情を考慮して判断することを基本とするが、必要に応じて、その後の期間の経過や状況の変化を考慮することとする。

3 公共の安全等に関する情報（条例第17条第2項第1号ウ）について

- (1) 「人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護」とは、公共の安全と秩序の維持の観点から、人の生命、身体、財産又は社会的な地位を犯罪の危害等から保護することをいう。
- (2) 「犯罪の予防」とは、刑事犯、行政犯であるとを問わず、犯罪行為の発生を未然に防ぐことをいう。

- (3) 「犯罪の捜査」とは、公訴の提起及び遂行のため被疑者を発見し、身柄を保全し、また、証拠を収集し、保全する活動をいう。
- (4) 「その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報」とは、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる次のような情報をいう。
 - ア 犯罪の捜査等の事実又は内容に関する情報
 - イ 犯罪の捜査等の手段、方法等に関する情報
 - ウ 情報提供者、被疑者、捜査員等関係者に関する情報
 - エ 犯罪目標となることが予想される施設の所在や警備の状況等に関する情報

4 事務・事業に関する情報（条例第17条第2項第1号エ）について

- (1) 「監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関する情報」については、監査等の終了後であっても、例えば、違反事例等の詳細を公にすることにより、他の行政客体に法規制を免れる方法を示唆することになるものは、利用を制限する。
- (2) 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は独立地方行政法人に係る事業については、企業経営という事業の性質上、その正当な利益を保護する必要があり、これを害するおそれがあるものは利用を制限する。

ただし、「企業経営上の正当な利益」の内容については、経営主体、事業の性格及び内容等に応じて判断する必要があり、その範囲は、本号イの法人等に関する情報と比べて、より狭いものとなる場合があり得る。

5 法令秘情報（条例第17条第2項第1号オ）について

- (1) 「法令」とは、法律及び政令、府令、省令、その他国の機関が定めた命令をいう。
- (2) 「実施機関が法律上従う義務を負う国の機関の指示等」とは、自治事務及び法定受託事務に係る国の行政機関又は北海道の機関からの是正の要求、指示等で実施機関を法的に拘束するものをいう。
- (3) 「公にすることができないと認められる情報」とは、法令又は他の条例により明らかに公にすることができないと定められている情報のほか、法令又は他の条例の趣旨、目的から当然に公にできないと認められる情報も含まれる。

第23 寄贈・寄託者の意向に基づく利用制限（条例第17条第2項第2号）について

~~公文書館に法人等や個人から寄贈又は寄託された文書については、寄贈者・寄託者の意向を最大限に尊重することとし、利用の制限についても特段の配慮を行うこととするが、~~本号に規定する「一定の期間」は、公にすると何らかの支障を生ずるおそれがある有期の期間をいい、公にしないことを無期限に約束するものではない。

第3-4 原本の破損・汚損のおそれがある場合（条例第17条第2項第3号）の利用制限について

- 1 「特定重要公文書の原本」とは、受入れから、保存に必要な措置、目録の作成及び配架を経て、当該特定重要公文書を一般の利用に供することを開始した段階において記録されていた情報、材質、形態により原秩序を構成するものをいう。
- 2 「原本を破損し、若しくは汚損するおそれがある場合」とは、水濡れ等による固着、虫損、酸性劣化、変色、退色その他の要因により、通常の利用に供した場合、当該特定重要公文書に記録されていた情報、材質、形態についてその原秩序の維持に支障が生じる可能性がある場合をいう。

なお、合理的な費用及び時間で原本の修復を行うことが可能である場合は、利用を制限せず、適切な期間において利用させるものとする。

ただし、原本を通常の利用に供することにより、法令の規定による管理責務を遂行することに困難を生じる蓋然性が高いもの、例えば国の重要文化財に指定されているもの及びそれに準ずるものについては、その原本の利用を制限するものとする。
- 3 「原本を現に使用している場合」とは、利用請求に係る当該特定重要公文書の原本が、劣化防止など保存のための措置、代替物の作成、展示（他機関への貸出しを含む。）、他の利用請求者による利用等の合理的な理由により使用されている期間など、直ちに当該利用請求に応じることができない場合をいう。

第4 条例第17条第3項に基づく時の経過の考慮及び実施機関の意見の参酌について

1 個人、法人等の権利利益や公共の利益を保護する必要性は、時の経過やそれに伴う社会情勢の変化に伴い、失われることもあり得ることから、審査において「時の経過を考慮する」に当たっては、国際的な慣行である「30年ルール」（利用制限は原則として作成又は取得されてから30年を超えないものとする考え方）を踏まえるものとし、時の経過を考慮してもなお利用を制限すべき情報がある場合に必要最小限の制限を行うこととする。

したがって、特定重要公文書に記録されている個人情報については、作成又は取得の日から30年以上の一定の期間が経過し、個人の権利利益を害するおそれがあると認められなくなった時点で利用制限情報に該当しないと判断することとなり、個人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う際の「一定の期間」の目安については、別表「30年を経過した特定重要公文書に記録されている個人情報について」のとおりとする。

2 「参酌」とは、実施機関の意見を尊重し、利用制限事由の該当性の判断において

~~て適切に反映させていくことを意味するものであり、最終的な判断はあくまで事長に委ねられている。~~

第5 条例第17条第4項に規定する部分利用について

1 「容易に区分して除くことができるとき」とは、利用請求に係る特定重要公文書から利用制限情報に係る部分とそれ以外とを区分し、かつ、利用制限情報に係る部分を物理的に除くことが、当該特定重要公文書の保存状況や利用制限情報の記録状態、部分利用をさせるための複写又は複製物の作成の時間、労力、費用等から判断して過度の負担を要せずに行うことができるときをいう。

なお、特定重要公文書については、条例第14条第1項において、永久に保存することが求められており、その利用についても当該文書の永久保存を確保する範囲内にとどまる。

したがって、利用制限情報に係る部分を除くことが、複写機で作成した複写物に墨を塗り再複写するなどにより可能であり、一般的には容易であっても、特定重要公文書の劣化が進んでいる場合には当該文書の破損を防ぐため利用を制限する場合がある。

2 本条ただし書は、利用請求に係る特定重要公文書から利用制限情報に係る部分を区分して除くと、残りの部分に記録されている情報が無意味な文字、数字等の羅列となる場合などであって、利用請求者がそのような情報を求めていないことが明らかである場合等には、部分利用をさせないこととする定めたものである。

第6 条例第18条に規定する本人情報の取扱いについて

個人識別情報は利用制限情報に該当する（条例第17条第2項第1号ア）が、当該情報の本人が利用請求をした場合については、その例外として、条例第18条の規定に基づき取り扱う。なお、仮に当該情報が「本人に係る個人識別情報」であることに加え、「本人以外の個人（第三者）に係る個人識別情報」でもある場合を含め、条例第17条第2項各号に掲げられた場合にも該当する場合には、条例第17条の規定により判断することとなる。

別表

30 年を経過した特定重要公文書に記録されている個人情報について

特定重要公文書に記録されている情報	一定の期間 (目安)	該当する可能性のある情報の類型の例 (参考)
個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	50 年	ア 学歴又は職歴 イ 財産又は所得 ウ 採用、選考又は任免 エ 勤務評定又は服務 オ 人事記録
重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	80 年	ア 国籍、人種又は民族 イ 家族、親族又は婚姻 ウ 信仰 エ 思想 オ 感染性の疾病、身体の障害 その他の健康状態 カ 刑法等の犯罪歴(罰金以下の刑)
重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人又はその遺族の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	110 年 を超える 適切な年	ア 刑法等の犯罪歴(禁錮以上の刑) イ 重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態
(備考)		
1 「一定の期間」とは、個人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う期間の目安を参考として示したものである。本期間の起算日は、当該情報が記録されている特定重要公文書が作成又は取得された日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日とする。		
2 「該当する可能性のある情報の類型の例」とは、この表の左欄にいう「個人情報」又は「重要な個人情報」にそれぞれ該当する可能性のある一般的な情報の類型を例示したものであって、特定重要公文書に記録されている情報がこの表のいずれに該当するかについては、当該情報の具体的性質、当該情報が記録された当時の状況等を総合的に勘案して個別に判断するものとする。		
3 「犯罪歴」には、犯罪の被害者の情報を含み、「一定の期間」は 110 年を目途とする。		
4 「重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態」についての判断に当たっては、疾病の程度、医療の状況及び疾病に対する社会の受け止め方等を考慮し、「一定の期間」は 140 年を目途とする。		